

## 第 2 期京都府教育振興プラン中間改定に係る検討会議 傍聴要領

### 1 趣旨

この要領は、第 2 期京都府教育振興プラン中間改定に係る検討会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

### 2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として 10 名以内とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の 15 分前から 5 分前までに提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、傍聴が不適當と認められる者
- (4) (2) による傍聴人の受付は、傍聴申込書が提出された順に行うので、定員になりしだい、受付を終了する。
- (5) 傍聴を認められた者は、係員の指示に従って入室し、所定の傍聴席に着席すること。

### 3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話又は拍手等をする事。
  - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
  - エ 写真、動画等の撮影、録音等をする事。ただし、あらかじめ許可を受けたときは除く。
  - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要領に違反し、退場を命じられた場合